

優秀施策・事例等提案制度 報告票

施策・事例名	地方債届出制度の活用
担当課	財政課
実施に至るまでの 現状・課題	<p>○地方債を借り入れる場合、市町村は都道府県に協議する必要があった。</p> <p>○課題 協議制の場合、地方債の借入れは同意が下りた後(毎年度 11 月以降)にしかできないため、それまでの間に長期金利(新発 10 年国債)やスワップレート(民間金融機関が資金調達金利としている指標金利)がいくらか低金利でも借入れることができなかった。</p> <p>○地方債を借り入れる場合の制度見直し 平成 24 年度から一定の要件を満たす市町村が民間から借り入れる場合には、事前に都道府県に届け出ておけば、逐一、協議する必要がなくなった。</p> <p>※事前届出ができる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率が地方財政法及び地方財政法施行令に規定する基準を満たす団体 ・当該年度の地方債発行予定額が協議不要基準額を超えないこと
目的・意図	<p>地方債の借入利率は、その時々々の長期金利及び長期金利に連動するスワップレートの動向によって決定されることがほとんどである。</p> <p>このことから、今回の制度見直しの事前届出制を利用することにより、借入時期を柔軟にできるため(協議制と違い、5 月から借入可)、低金利のタイミングを狙って借入時期を決定できる。</p>
施策・事例等の概要	<p>○H24.5 に地方債発行の事前届出を行った。</p> <p>○その後において、「実施による実績(効果)」欄に記載の地方債の発行を行った。</p>
実施経費等	(初期経費及びランニングコストについて具体的に記入してください) なし
実施による実績(効果)	<p>○事務の効率化 協議制の時に必要であった、起債ヒアリングや協議書の提出、同意書の発行待ちといったことがなくなり、届出書の提出のみとなった。</p> <p>○財政的効果 【H25.5 月借入分】 一般会計 借入額 500,700 千円 10 年償還(1 年据置) 借入利率 <u>0.330%</u> 長期金利 0.595%、スワップレート 0.477%、政府系金融機関利率 0.400% 政府系金融機関から借りた場合と比較した後年度利子軽減額</p>

	<p>約 2,400 千円</p> <p>【H25.9 月借入分】 病院事業会計 借入額 977,700 千円 10 年償還(1 年据置) 借入利率 <u>0.345%</u> 長期金利 0.745%、スワップレート 0.570%、政府系金融機関利率 0.500% 政府系金融機関から借りた場合と比較した後年度利子軽減額 約 8,500 千円</p> <p>【H25.10 月借入分】 一般会計 借入額 1,139,050 千円 10 年償還(半年据置) 借入利率 <u>0.325%</u> 長期金利 0.644%、スワップレート 0.463%、政府系金融機関利率 0.500% 政府系金融機関から借りた場合と比較した後年度利子軽減額 約 11,400 千円</p>
<p>実施における問題点 ・実施で工夫した点</p>	<p>届出制を利用する条件に「協議不要基準額を超えないこと」があるが、協議不要基準額は団体ごとに、(標準財政規模+法適・法非適公営企業の収益相当額)の3カ年平均×25/100で算出され、本市の場合、概ね毎年度60億円強である。H26年度については、病院事業債のみで60～70億円の発行を予定しており、届出制の利用は不可と想定している。</p> <p>また、届出制の利用において、市の事務作業は届出書を提出すれば終わりだが、その後、奈良県及び総務省のチェックがあるため、2か月程度の期間は必要になる。よって、借入日を決めてから届出をすると、低金利を狙うといっても、実質は2か月程度先の金利動向を想定する必要がある、金利予想することは非常に難しい。そこで届出書の提出を年度始めにしておいて、いつでも借入れることができる体制をとることで対応している。</p>
<p>施策・事例の アピールポイント</p>	<p>H24年度から始まった届出制の利用について、一般市では本市が第1号となった。このことは、以前から低金利での借入を実現するためにあらゆる手段を模索してきた結果であり、借入時期を柔軟にし、借入時期を自ら決めることが低金利での借入れに繋がるということを瞬時に判断した結果である。</p> <p>「実施による実績(効果)」欄でも記載したが、現在の本市の借入利率は政府系金融機関よりも低利なものとなっている。このことは、「政府系金融機関は儲けを度外視しているから最も低利である」という既成概念を覆すものである。民間に競争の場を与えること、民間の競争力を生かすことで、低金利の借入れを実現している本市の取組みは、政府系金融機関を主たる借入先としている団体からは一線を画すものである。</p>

※ 報告に係る資料については、報告票の後に添付をお願いします。

地方債協議制度の見直し

地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、平成24年度より、民間資金債に係る地方債届出制度を導入する。

1. 協議不要対象団体

以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体が民間資金債を発行する場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出とする。

- ① 実質公債費比率が16%未満(平成24年度にあつては14%未満)であること
- ② 実質赤字額が0であること
- ③ 連結実質赤字比率が0であること
- ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあつては300%以下、一般市区町村にあつては200%以下であること
- ⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。)が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。

